

<別表1-1>

無担保無保証人の保証限度額（特定資金）

特定資金の保証申込額が既保証額（有担保を除く）と合わせて次の範囲内の場合、無担保無保証人とすることができる。

「無担保無保証人」とは、原則として、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人に依存しない場合をいう。

（金額単位：万円）

特定資金の無担保無保証人の保証限度額			
資 金 種 類	認定農業者等	個 人	法 人
農業近代化資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
農業改良資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
青年等就農資金	認定新規就農者	7,400	7,400
金融公庫資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
農業経営改善促進資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
農業経営負担軽減支援資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
畜産特別支援資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
その他特定資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000

（注1） 経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）及び被災農業者向け経営体育成支援事業実施要領（平成24年5月14日付け24経営第421号農林水産省経営局長通知）に基づく追加的信用供与補助事業を除く。

（注2） 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱（平成23年5月2日付け23経営第255号農林水産事務次官依命通知）に基づく農業経営復旧・復興対策特別保証事業関係資金を除く。

（注3） 原則として、資金毎に定める債務保証取扱要領によるものとし、特に定めのないものについては、上記によるものとする。

<別表1-2>

無担保無保証人の保証限度額（一般資金）

特定資金以外の一般資金の保証申込額が既保証額（有担保を除く）と合わせて次の範囲内の場合、無担保無保証人とすることができる。

「無担保無保証人」とは、原則として、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人に依存しない場合をいう。

（金額単位：万円）

一般資金の無担保無保証人の保証限度額			
農業関連（注1）	固有限度	個人	法人
農業施設資金（注2）			
特定資金以外の国・県制度資金	—		
アグリマイティーフ資金	—		
農地再生支援資金	300	3,600	7,200
営農サポート資金	300	(3,000)	(6,000)
その他融資機関要項資金	—		
J A農機ハウスローン ※	1,800		
農機ローン ※	500		
農業運転資金（注3）			
特定資金以外の国・県制度資金	—		
アグリスーパー資金	—	3,600	7,200
災害資金	—	(3,000)	(6,000)
営農ローン	300		
生活関連			
J A統一ローン			
フリーローン ※	300		
マイカーローン ※	1,000		
教育ローン ※	1,000	1,000	
カードローン	50		1,500
ワイドカードローン	200		
リフォームローン	1,000	1,000	
住宅ローン	500		
J A統一ローン以外			
その他融資機関要項資金	300	(注4)	
農外事業資金	300		

（注1） 農業関連の合算限度は、保証申込者が認定農業者の場合の金額であり、認定農業者以外の場合は括弧書きの金額とする。

（注2） 農業施設資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は農業信用保証保険法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧若しくは取得又は機械器具の改良若しくは取得に必要な資金をいう。

（注3） 農業運転資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は農業信用保証保険法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者の共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の運営に必要な資金をいう。

（注4） 生活関連のJ A統一ローン以外の資金の合算は、フリーローンとみなして1次合算する。

（注5） ※印は、追認保証方式